

# 第9回富山県入札契約適正化検討委員会

日 時：平成24年6月4日（月）

午後3時30分～

場 所：県庁4階大会議室

1 開 会

2 協議事項の審議

工事における新たな低入札対策の導入について

3 閉 会

## I 趣旨及び背景

近年、公共投資が減少基調で推移する中、調査基準価格に満たない入札、いわゆる低入札が発生している。

こうした低入札は、労働条件の悪化や下請企業へのしわ寄せなどのほか、工事の品質確保にも問題が生じるおそれがある。

このため、低入札対策として、1つには、失格基準の導入(H19年10月)や調査基準価格の引上げ(H23年8月)等を実施してきたほか、低入札価格調査を厳しく実施し、内容によっては失格とするなど、順次対策を講じてきたところ、近年、平均落札率は93%~94%でほぼ安定しており、低入札の発生も減少してきている。

また、工事の品質確保の観点から、工事の監督・検査の強化(H19年10月)や技術者の追加配置の義務付け(H21年4月)を実施してきたところ、低入札工事の工事成績の平均点は上がってきているが、依然として、優先指名の基準とされる75点を下回る工事が、約3割発生している状況である。

このため、工事の品質確保を重視した新たな低入札対策を導入する必要がある。

### <平均落札率及び低入札案件の推移>

区 分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
平均落札率		93.3%	93.1%	93.6%	93.1%	94.0%
低入札 案件	調査件数	59件	94件	161件	132件	123件
	発生率	4.0%	5.9%	10.2%	8.8%	8.4%

(注)対象工事は、各年度中に入札を執行した土木部及び農林水産部発注工事(入札日ベース)

H20.10~  
調査基準価  
格引上げ

H21.6~  
調査基準価  
格引上げ

H23.8~  
調査基準価  
格引上げ

### <工事成績の平均点の推移>

区 分	21年度	22年度	23年度	(内訳)		平均
				75点未満	75点以上	
全 体	75.65点	76.19点	76.07点	28.8%	71.2%	75.97点
うち低入札工事	74.79点	75.84点	75.89点	30.8%	69.2%	75.51点

(注)土木部及び農林水産部発注工事(検査室調べ)

## II 新たな低入札対策(案)

新たな低入札対策として、工事の品質確保に問題が生じるおそれのある企業が、低入札による受注を繰り返すことのないよう、入札参加制限制度を導入する。

1 調査基準価格に満たない入札(以下「低入札」という。)による工事の品質の低下を防ぎ、適正な履行を確保するため、低入札により工事を落札した企業(注1)が、落札日から①6カ月が経過する前に②再度の低入札を行った場合は、当該低入札を③無効とする。(注2)

2 ④次に掲げる発注工種の入札については、一定の競争性を確保するため、対象としない。

- (1)鋼橋上部工事(新設工事に限る。)
- (2)プレストレスト・コンクリート工事(新設工事に限る。)
- (3)その他、特殊工事として入札参加資格委員会が認める工事

(注1) ⑤低入札による工事の落札日の前2年度及び当該年度の当初から直近四半期までの期間に、⑥75点未満の工事成績評定結果の通知を受けた企業(該当期間に県の工事成績がない企業を含む。)に限る。

(注2) 対象工事は、調査基準価格を設定した土木部及び農林水産部発注工事に限る。

### 〔主な考え方〕

#### ①「6カ月」

制限の期間は、独占禁止法違反の指名停止の基準期間と同じ「6カ月」に設定する。なお、「工期」を制限の期間とすると、工期の長短による不公平感が生ずることや県側の事情による工期延長によって影響が出るため採用しない。

(他県の制限期間の状況)	
ア 一定期間又は年度内	7県
イ 工期としている	5県
ウ アとイの両方	1県

#### ②「再度の低入札」

再度の低入札のみ制限し、適正な積算に基づく入札を制限するものではない。

相対的失格基準：(調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格)×0.9

#### ③「無効」

意図的な相対的失格基準の低下を防止するため、無効として取り扱う。

#### ④適用除外について

業者数が極めて限定される特殊工事については、一定の競争性を確保するため、本制度を適用しないものとする。

- (1)鋼橋上部工事(施工例：県道富山高岡線 富山大橋)
- (2)プレストレスト・コンクリート工事(施工例：主要地方道高岡環状線 福田高架橋)
- (3)その他、特殊工事として入札参加資格委員会が認める工事(施工例：トンネル工事、下水道処理施設の機械設備工事等)

⑤「低入札による工事の落札日の前2年度及び当該年度の当初から直近四半期まで」  
 企業の直近の施工能力を反映するため、低入札による工事の落札日を基準として、「前2年度」と「当該年度の当初から直近四半期まで」の2つを合わせた期間とする。

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度				平成25年度				
			第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	
ケース1	○ ○	○ ○ ○	○	■							
	← 工事成績の算出対象期間 →			再度の低入札可能							
ケース2	○	○ ×	○	○	■						
	← 工事成績の算出対象期間 →			6カ月間、再度の低入札は無効				低入札可能			

⑥「75点未満の工事成績評価結果の通知を受けた企業」

既に75点で指名業者選定等で各種優遇措置を講じていることから、本制度でも低入札工事の品質確保の誘導目標を「75点」に設定し、一度でも75点未満の工事成績がある企業を制限の対象とする。

（「企業の工事成績の平均点」としない理由）

平均点とした場合、工事成績の低い工事があるにも関わらず、排除されないことがあるため。

（H22実績による試算）			
・低入札をした企業数(件数)	99社(132件)	（工事成績75点未満 工事成績なし	63社(93件) 15社(15件)
うち入札参加制限の 対象企業数(件数)	78社(108件)		
・6カ月以内に再度低入札を して制限を受ける企業数(件数)	15社(23件)		

なお、少しでも品質確保に問題が生じるおそれを排除するため、該当期間に県の工事成績がない企業（＝品質が確保できるかどうか分からない企業）も制限の対象とする。

（「すべての企業」としない理由）

コスト削減努力により、品質を確保しつつ、安価に施工できる企業を排除しないため。

<工事成績区分の内容>

工事成績	内容
80点	・総合評価方式の入札における施工能力の評価において25点(満点)配点(80点以上は一律25点配点)
75点	・指名業者選定にあたり、優先される基準点数(75点以上) ・総合評価方式における施工能力の評価において20点配点(76点以降は79点まで1点ずつ加点)
70点	・総合評価方式における施工能力の評価において10点配点(70点～74点は一律)
65点	・入札参加資格の有無において、工事の施工実績と認める際の基準点数(65点未満は施工実績とはみなさない。)
65点未満	・指名回避(65点未満の工事成績を1年間で2回(営繕工事は1回)とった場合は、30日間(当該期間に指名機会がない場合は、最初の指名機会が到来する日まで)の指名回避を行う。)